

経営革新計画関係の経営強化法施行規則や基本方針の改正について

- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、主な改正として、以下の改正が行われます。
- また、経過措置として、旧様式に基づく経営革新計画の申請を令和3年9月末まで可能とするなどの措置が講じられています。

《主な改正事項》

1 申請者の対象

申請者の対象を「中小企業者」から「特定事業者」に変更。

※従来対象とされていた「中小企業者」に該当し、「特定事業者」に該当しない場合も令和5年3月末までは「特定事業者」とみなして経営革新計画の対象となる。

2 経営指標

計画期間終了時点の「付加価値額」が正になることを求める。

《特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項）の範囲について》

申請の対象となる者は、表1に掲げる特定事業者で、従業員基準を満たせば対象となります。
なお、表2に掲げた組合等も経営革新計画の対象となります。

【表1】特定事業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(下記以外)	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】申請対象者となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合	直接又は間接の構成員の2/3以上が特定事業者であること

(注)企業組合及び協業組合も特定事業者として本法の対象となります。

(注)間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指します。直接の構成員が一般社団法人であるなど、中小企業性が判断できない場合、間接の構成員が特定事業者かどうか確認してください。